

開 発 許 可 申 請 手 数 料 一 覧 表

申請種類	申請内容	手数料 (円)	備考	申請種類	申請内容	手数料 (円)	備考
開発行為の許可	◎自己居住用住宅		都市計画法第 29 条	建築物の建築許可	◎市街化調整区域内等における建築物の特例	46,000	都市計画法第 41 条第 2 項ただし書(第 35 条の 2 第 4 項を含む)
	1,000 m ² 未満	8,600					
	1,000 m ² 以上	22,000					
	3,000 m ² "	43,000					
	6,000 m ² "	86,000					
	10,000 m ² "	130,000					
	30,000 m ² "	170,000					
	60,000 m ² "	220,000					
	100,000 m ² "	300,000					
					◎予定建築物等以外の建築等	26,000	
	◎自己業務用(住宅以外)						
	1,000 m ² 未満	13,000					
	1,000 m ² 以上	30,000					
	3,000 m ² "	65,000					
	6,000 m ² "	120,000					
	10,000 m ² "	200,000					
	30,000 m ² "	270,000					
	60,000 m ² "	340,000					
	100,000 m ² "	480,000					
	◎自己用以外			地位の承継	◎開発許可を受けた地位の承継の承認		都市計画法第 45 条
	1,000 m ² 未満	86,000			・自己居住用又は自己業務用で 1ha 未満	1,700	
	1,000 m ² 以上	130,000			・自己業務用で 1ha 以上	2,700	
	3,000 m ² "	190,000			・自己用以外	17,000	
	6,000 m ² "	260,000					
	10,000 m ² "	390,000					
	30,000 m ² "	510,000					
	60,000 m ² "	660,000					
	100,000 m ² "	870,000					
開発行為の変更許可	◎変更申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 870,000 円を超えるときは、その手数料の額は、870,000 円とする。		都市計画法第 35 条の 2	開発登録簿	◎開発登録簿調書の写しの交付 用紙 1 通につき	470	都市計画法第 47 条第 5 項
	(ア)開発行為に関する設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く)については、開発区域の面積((イ)の変更を伴う場合は変更前の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の面積)に応じ、新規許可額の 1/10 の額						
	(イ)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可額と同額			適合証明書交付		450	都市計画法施行規則第 60 条
	(ウ)その他の変更については 10,000 円						
				盛土令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する盛土(15m を超える盛土)を含む開発行為の許可又は開発行為の変更許可	◎盛土令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する安定計算を行った断面を含む申請：1 断面あたり(開発行為の許可又は開発行為の変更許可の申請手数料に別途加算する)	600,000	都市計画法第 29 条又は第 35 条の 2